

株式交付に関する事前開示  
(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に定める書面)

2022 年 9 月 20 日

GFA 株式会社

## 株式交付に係る事前開示書面

東京都港区南青山二丁目2番15号  
GFA株式会社  
代表取締役 片田 朋希

当社は、2022年9月14日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画」といいます。）に基づき、2022年10月11日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、株式会社フィフティワン（以下「フィフティ社」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行います。会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事前開示事項は、下記のとおりです。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当します。

### 記

1. 株式交付計画の内容（会社法第816条の2第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第213条の2第1号）

本株式交付計画の作成日時点において、フィフティ社の議決権の総数は200個です。本株式交付計画においては、当社が本株式交付に際して譲り受けるフィフティ社の株式の数の下限を160株と定めていますが、仮に当社が本株式交付に際してフィフティ社の株式160株を譲り受けた場合、本株式交付がその効力を生ずる日において、当社の議決権所有割合は80.0%となります。以上より、当社が譲り受けるフィフティ社の株式の数の下限についての本計画の定めは、会社法第774条の3第2項の要件を満たすと判断いたしました。

3. 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第2号）

別紙2のとおりです。

4. 株式交付に際して交付する新株予約権等の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第3号）

該当事項はありません。

5. 株式交付子会社についての事項（会社法施行規則第213条の2第4号）

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

② 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第213条の2第5号イ）

該当事項はありません。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第213条の2第6号）

本株式交付は、会社法第816条の8第1項の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

## 別紙1 株式交付計画の内容

### 株式交付計画書

GFA株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、株式会社フィフティーン（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うにあたり、次のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式交付子会社の称号及び住所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社フィフティーン

住所：東京都江東区東雲二丁目14番35号

#### 第2条（株式交付親会社が本株式交付を行うに際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の下限は、160株とする。

#### 第3条（対価として交付する株式交付親会社の株式の数及びその割当て）

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、乙の普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に4,625株を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式4,625株を割り当てる。

3. 前二項の規定に従い、甲が乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数の1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、処理する。

#### 第4条（申込期日）

乙の普通株式の譲渡しの申込期日は、2022年9月30日とする。ただし、甲は、本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）を変更する場合には、当該変更と同時にこれを変更することができる。

#### 第5条（効力発生日）

効力発生日は、2022年10月11日とする。ただし、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

#### 第6条（簡易株式交付）

甲は、会社法816条の4第1項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。ただし、同条第2項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本計画につき株主総会の承認を得る。

#### 第7条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画の作成日から効力発生日（第7条に基づき変更した場合には、変更後の効力発生日をいう。以下同じ。）までの間において、甲または乙の財務状態もしくは経営状態に重大な変動が発生し又は判明した場合、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が発生又は判明した場合、その他本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

#### 第8条（本計画の効力）

本計画は、効力発生日までに、①乙の株主から甲への本計画による乙の普通株式の譲渡について、乙の株主総会の承認が得られないとき、又は、②甲の株主総会の承認が必要な場合にその承認が得られなかったときには、その効力を失う。

2022年9月14日

東京都港区南青山二丁目2番15号  
G F A株式会社  
代表取締役社長 片田 朋希

別紙2 会社法第 774 条の3 第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項

1. 株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）及び株式交付比率の算定根拠等

(1) 本株式交付に係る割当ての内容

	当社 (株式交付親会社)	株式会社フィフティワン (株式交付子会社)
本株式交付に係る株式交付比率	1	4,625

(注) 1. 本株式交付に伴い、フィフティ社の普通株式1株に対して当社の普通株式4,625株を交付いたします。

2. 当社が本株式交付により発行する新株式数の下限：普通株式740,000株  
上記新株式数は、当社が本株式交付に際して譲り受けるフィフティ社の普通株式の下限の数に対して交付する当社の普通株式の数です。

本株式交付が成立することで当社株式は2.13%の希薄化が起こる見込みです。  
なお、本株式交付により、長尾康裕氏は当社の株式を2.10%保有することとなります。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交付により、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける当社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所、その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び当社の定款第8条に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

4. 1株に満たない端数の処理

本株式交付に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることになるフィフティ社の株主様に対しては、当社は会社法第234条その他関連法令の定めに従い、その端数の合計数に相当する当社の株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

5. 本株式交付により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とする。

(2) 本株式交付に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(3) 本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、株式交付比率の決定にあたり、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び株式会社フィフティワンから独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「TFA」といいます。）に株式交付の算定を依頼しました。当社は、TFAから提出を受けた株式交付比率の算定結果をふまえ、両社の財政状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、慎重な検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、上記2.（3）「本株式交付に係る割当ての内容」に記載のとおりとすることが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至りました。

イ 算定に関する事項

①算定機関の名称並びに当社及び株式会社フィフティワンとの関係

TFAは、当社及び株式会社フィフティワンから独立した第三者算定機関であり、当社及び株式会社フィフティワンの関連当事者に該当せず、本株式交付に関して重要な利害関係を有しておりません。

②算定の概要

TFAは、当社株式については東京証券取引所スタンダード市場に上場し市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を2022年9月13日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の出来高加重平均）を採用して算定を行いました。

採用手法	算定結果 (円)
市場株価法	127 ~ 149

また、TFAは、フィフティ社の株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であること、類似上場企業の選定が困難であることから類似企業比較法の採用についても適当ではないと判断したこと等を総合的に勘案し、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を採用しております。

採用手法	算定結果 (円)
DCF 法	586,391 ~ 716,700

DCF 法による算定については、フィフティ社が作成した事業計画の予測期間である2023年3月期～2027年3月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、TFAがDCF法による算定の前提としたフィフティ社の将来見通しについては、増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には2023年3月期は原油高の影響により対前年比で減益が見込まれておりますが、2024年3月期から2025年3月期までは、大手各社が下請各社への影響を鑑み、燃油サーチャージ分を下請け企業に転換する動きになると予想しており、その影響により対前年比で増益となることを見込んでおります。

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交付比率の算定結果
3,935.51 ~ 5,643.31

TFAは、本株式交付比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。TFAの本株式交付比率の分析は、2022年8月31日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

## 2. 株式交付に伴い増加する当社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交付により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下の通りです。

かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

- ① 資本金の額 金0円
- ② 資本準備金の額 会社計算規則第39条の2に従い当社が別途定める額
- ③ 利益準備金の額 金0円

別紙3 株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容  
次ページ以降をご参照ください。



# 貸借対照表

令和 4年 3月31日 現在

株式会社フィフティワン

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	360,172,425	<b>【流動負債】</b>	183,815,232
現金及び預金	170,208,380	買掛金	122,402,004
受取手形	7,527,660	未払金	15,793,900
売掛金	179,569,604	未払費用	25,553,718
貸倒引当金	-775,740	未払法人税等	102,200
前払費用	2,940,553	未払消費税等	6,480,200
短期貸付金	1,919	預り金	5,978,372
未収入金	700,049	仮受金	7,504,838
<b>【固定資産】</b>	350,165,067	<b>【固定負債】</b>	453,407,000
<b>【有形固定資産】</b>	126,026,233	長期借入金	452,307,000
建物	51,727,907	長期未払金	1,100,000
建物附属設備	1,021,523		
車両運搬具	1,459,310	負債の部合計	637,222,232
工具器具備品	2		
土地	71,817,491	純 資 産 の 部	
<b>【無形固定資産】</b>	459,200	<b>【株主資本】</b>	73,115,260
ソフトウェア	459,200	資本金	10,000,000
<b>【投資その他の資産】</b>	223,679,634	利益剰余金	63,115,260
投資有価証券	6,000,000	その他利益剰余金	63,115,260
諸利用権	5,760,000	繰越利益剰余金	63,115,260
出資金	150,000		
差入保証金	4,984,320	純資産の部合計	73,115,260
長期貸付金	164,593,393		
長期前払費用	5,116,764		
預託金	305,678		
保険積立金	36,769,479	負債及び純資産合計	710,337,492
資産の部合計	710,337,492		

# 損 益 計 算 書

自 令和 3年11月 1日  
至 令和 4年 3月31日

株式会社フィフティワン

(単位： 円)

科 目	金 額	
<b>【運送収入】</b>		
売 上 高	591,692,968	
売 上 高 合 計		591,692,968
<b>【運送原価】</b>		
当 期 商 品 仕 入 高	29,987,649	
賃 借 料	9,586,100	
合 計	39,573,749	
商 品 売 上 原 価		39,573,749
当 期 運 送 原 価	473,163,965	
合 計	473,163,965	
運 送 原 価		473,163,965
原 価 合 計		512,737,714
売 上 総 利 益 金 額		78,955,254
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		49,061,444
営 業 利 益 金 額		29,893,810
<b>【営業外収益】</b>		
受 取 利 息	1,304	
受 取 配 当 金	68,334	
雑 収 入	306,266	
営 業 外 収 益 合 計		375,904
<b>【営業外費用】</b>		
支 払 利 息	2,812,992	
固 定 資 産 除 却 損	59,131	
営 業 外 費 用 合 計		2,872,123
経 常 利 益 金 額		27,397,591
<b>【特別損失】</b>		
役 員 退 職 金	30,000,000	
特 別 損 失 合 計		30,000,000
税 引 前 当 期 純 損 失 金 額		2,602,409
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		105,051
当 期 純 損 失 金 額		2,707,460

## 販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 3年11月 1日  
至 令和 4年 3月31日

株式会社フィフティーン

(単位： 円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	17,500,000
給 料 手 当	2,250,000
法 定 福 利 費	1,225,849
福 利 厚 生 費	563,927
採 用 教 育 費	298,369
広 告 宣 伝 費	842,979
接 待 交 際 費	2,333,711
会 議 費	1,071,197
旅 費 交 通 費	1,117,271
通 信 費	1,934,990
消 耗 品 費	1,296,700
修 繕 費	21,000
水 道 光 熱 費	981,380
諸 会 費	73,250
支 払 手 数 料	1,661,669
地 代 家 賃	1,647,148
賃 借 料	1,507,185
リ ー ス 料	1,765,460
保 険 料	2,539,880
租 税 公 課	676,919
支 払 報 酬 料	2,743,847
寄 付 金	81,000
減 価 償 却 費	3,176,675
長 期 前 払 費 用 償 却	118,575
不 動 産 管 理 諸 費	1,617,263
雑 費	15,200
販売費及び一般管理費合計	49,061,444

# 運送原価報告書

自 令和 3年11月 1日  
至 令和 4年 3月31日

株式会社フィフティーン

(単位： 円)

科 目	金	額
<b>【労務費】</b>		
賃 金	66,263,500	
法 定 福 利 費	10,904,446	
福 利 厚 生 費	535,266	
労 務 費 合 計		77,703,212
<b>【運送経費】</b>		
外 注 費	331,412,980	
燃 料 費	20,092,154	
道 路 使 用 料	9,909,186	
修 繕 費	9,037,340	
消 耗 品 費	59,295	
旅 費 交 通 費	176,477	
水 道 光 熱 費	284,952	
減 価 償 却 費	824,022	
リ ー ス 料	14,989,750	
地 代 家 賃	4,455,443	
租 税 公 課	333,900	
保 險 料	3,773,254	
事 故 費	88,000	
警 備 料	24,000	
運 送 経 費 合 計		395,460,753
当 期 総 運 送 費 用		473,163,965
合 計		473,163,965
当 期 運 送 原 価		473,163,965

## 株主資本等変動計算書

自 令和 3年11月 1日  
至 令和 4年 3月31日

株式会社フィフティワン

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高	10,000,000
	当期末残高	10,000,000
利 益 剰 余 金		
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高	65,822,720
	当期変動額	当期純利益金額
		-2,707,460
	当期末残高	63,115,260
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高	65,822,720
	当期変動額	-2,707,460
	当期末残高	63,115,260
株 主 資 本 合 計	当期首残高	75,822,720
	当期変動額	-2,707,460
	当期末残高	73,115,260
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高	75,822,720
	当期変動額	-2,707,460
	当期末残高	73,115,260

## 注 記 表

株式会社フィフティーンワン

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法を採用しております。

##### 固定資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物、及び建物附属設備については定額法を採用しております。

###### 無形固定資産

定額法を採用しております。

#### その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜経理方式によっております。

### 会計方針の変更に関する注記

該当なし

### 表示方法の変更に関する注記

該当なし

### 誤謬の訂正に関する注記

該当なし

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発行済株式の数 200株

その他の注記

該当なし